

は、餘念をおこすこと也、あひかまへて／＼萬のこと人に人をもとゝして、あざむく事有まじき也、戰ふごとにには、おほけなくとも、心をたかく持て、我にまされる剛の者、あらじとおもひつめて、人の力にもなり、人をもたのもしきと思ふべき也、いかに心やすき人と云とも、生得臆病ならん人に、戰の事尋まじきなり、大事なればとて、さし當たるわざをのがれんとすまじきなり、やすければとて、すまじからん戰をす、むまじきなり、凡合戰は、やすかりぬべき時は、他人にさきをかけさせ、大事ならん時は、たとひ百度といふとも、我一人の所作と心得べき也、いつはれるふるまひは、ことさら合戰にわろきなり、かやうの事をろかなる身におもひ知事のみ侍れば、せめてのおやの慈悲のあまりに、我よりもなををろかならん子孫のために書付侍り、涯分身をまもり修て、萬事に遠慮あるべきなり、

永徳三年二月九日

沙彌判

〔朝倉英林家誠〕

一於朝倉之家、不可定宿老、其身之器用忠節に可寄候事、

一代々持來候など、て、無器用の仁に、國并奉公職被預間敷候事、

一雖爲天下靜謐、遠近に國目付を置き、其國々爲體を被聞候はん事、專一候事、

一名作の刀、さのみ被好間敷候、其故は萬疋の太刀を持たりとも、百本の鎧、百張の弓には勝たれ間敷候、萬疋を以て百本の鎧を求め、百人に爲持候はゞ可塞一方候事、

一從京都四座の猿樂細々呼下、見物被好間敷候、其價を國の猿樂の内、器用ならんと上せ、仕舞をも被爲習候はゞ、後代まで可然歟の事、

一於城内、夜能叶間敷候事、

一侍の役たりとて、伊達白川へ使者を立、能馬鷹被求間敷候、自然他所より到來候はゞ尤に候、こ